

# 地域コミュニティの活性化に向けた 取り組みを支援します！

『岩見沢市まちづくり基本条例』のもと、市民主体のまちづくりを進めていくには、地域が主体となって、特色を生かした魅力ある地域を形成し、発展させていくことが必要であり、地域のコミュニティ活動は、ますます重要なものとなっています。

このようなことから、主体的に地域の活性化や課題解決に取り組む地域に対して、『地域コミュニティ活性化事業交付金』を交付し、地域が主体的に行う活動を支援することにより参加・協働のまちづくりを推進します。

## 1. 対象となる項目と事業

地域が主体となって取り組む事業であって、次の各号のいずれかに該当するものです。

※ただし、国又は地方公共団体から他の制度による補助等を受けて実施する事業や岩見沢市の他の補助制度の対象となる事業は除きます。

### 組織運営事業

事務局活動体制の整備や醸成、人材育成など、地域組織力向上の支援を図る事業

(事業例)

- ・ 総会などの会議に要する経費
- ・ 郵送料などの通信に関する経費
- ・ 広報誌などを印刷する経費
- ・ 事務局を置く会館などの使用料 など



### 地域づくり推進事業

地域内の活性化、地域福祉の推進、主体的に取り組む課題解決など、地域づくりの推進を図る事業

地域の交流・文化を深めるための事業

(事業例) 交流会や食事会、勉強会、文化発表会、各種イベント など

健康づくりと地域福祉を高めるための事業

(事業例) 健康教室、レクリエーション、独居高齢者や障害者への支援、子育て支援 など



### 生活環境整備事業

公園や花壇の整備など、生活環境の向上を図る取り組みで、地域が主体的に取り組むことができる範囲の事業

防犯に強い地域づくりを進めるための事業

(事業例) 交通安全啓発、防犯パトロール、防犯カメラの設置 など

生活環境を整備するための事業

(事業例) 地区内の清掃や草刈り、花壇の整備や植栽、ゴミ分別活動 など



## 2. 対象となる地区の範囲

○地区町会連絡協議会（地区協エリアを基本とする委員会・協議会を含む）

※範囲が広い等のやむを得ない事情により地区協で活動が困難な地域は、町会単位での申請も対象としますが、同一地区内での申請の重複はできません。

（町会で申請する場合は地区協の確認を要します。）

## 3. 交付金の額

○地区協単位で実施する場合 ～ 次の①または②のいずれか少ない額

①対象事業に要する経費

②下記表の「交付限度額」に、事業費に応じた「事業加算」を加えた額（最大100万円）

| 4/1 加入世帯数 | 交付限度額     | + | 事業加算額                 |
|-----------|-----------|---|-----------------------|
| ～600      | 250,000 円 |   | (対象事業費-500,000) × 1/2 |
| 601～700   | 300,000 円 |   | ※千円未満切り捨て             |
| 701～800   | 350,000 円 |   | ※加算額の最大は 600,000 円    |
| 801～900   | 400,000 円 |   |                       |
| 901～1,000 | 450,000 円 |   |                       |
| 1,000～    | 500,000 円 |   |                       |

○町会単位で実施する場合

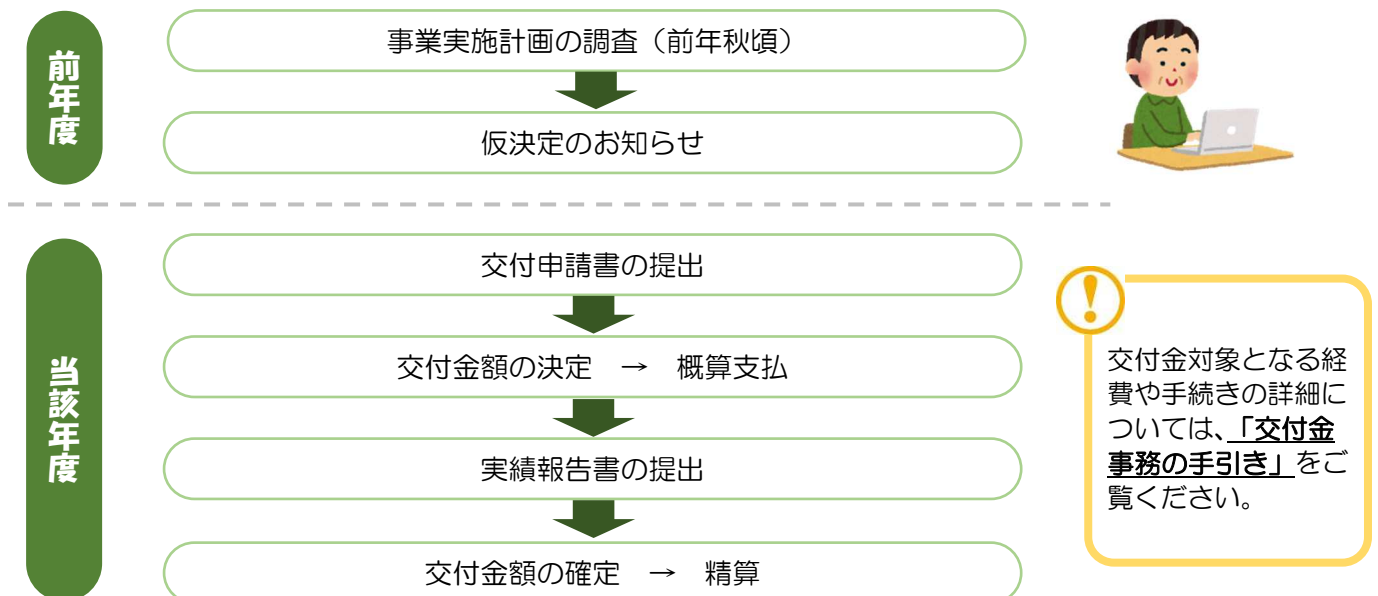
実施事業費と下記で算出した額のいずれか少ない額

4/1 加入世帯数 × 300 円 = 交付限度額（最大5万円）

**注意**

町会単位で申請できるのは、地区の範囲が広い等のやむを得ない事情により地区協で活動が困難な地域です。

## 4. 申請手続きの流れ



お問い合わせ先：岩見沢市役所 市民環境部市民連携室

電話：0126-35-4267（直通） FAX：0126-23-9977 E-mail：renkei@city.iwamizawa.lg.jp

